

令和8年5月19日
記者発表資料

「かながわ観光連携エリア」で、エリア内の周遊を促進する取組を行う事業者を支援します！

「かながわ観光連携エリア推進事業費補助金」の募集を開始

県では、横浜、鎌倉、箱根に次ぐ、国際観光地の創出に向け取組を行ってきた「観光の核づくり地域（城ヶ島・三崎地域、大山地域、大磯地域）」とその周辺地域からなる「かながわ観光連携エリア」が行う、エリア内の周遊を促す取組を支援し、国内外から多くの観光客が訪れる魅力ある観光地域となることを目指しています。今回、更なるエリア内の周遊促進に向け、事業者の皆さんのアイデアや創意工夫を活かした取組を広く募集します。

1 補助事業の概要

各エリアの公募テーマに沿った事業を補助対象とします。なお、複数事業の応募も可能です。

かながわ観光連携エリア		公募テーマ	事業内容	補助率・上限
三浦半島	横須賀市・逗子市 三浦市・葉山町 	ガストロミーツーリズム	豊かな食資源を活かしたメニュー開発や体験型プログラム等	1/3 ・1事業 当たり 500万 円
		アドベンチャーツーリズム	美しい自然景観やマリンアクティビティ、歴史文化施設を活かした体験型プログラム開発やスルーガイド育成等	
県央やまなみ	厚木市・秦野市 伊勢原市 愛川町・清川村 	ウェルネストーリズム	心身の健康の回復等を目的とした観光資源を活かした体験型プログラムの造成等	
湘南西	平塚市・小田原市 大磯町・二宮町 	旅育（たびいく）	地域資源や歴史、文化、自然環境を活かした体験型プログラムの開発等	
		文化ツーリズム	歴史や現代アートといった文化を活用した体験型プログラムの開発等	
		スポーツツーリズム	スポーツへの参加・観戦を目的とした来訪者に対する体験型プログラムの造成等	

(注記) 各エリアの公募テーマに沿った事業以外は対象となりません。

2 補助対象者

- (1) 法人格を有する民間事業者・団体等
- (2) 法人格を有しない権利能力なき社団(団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続しその組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理団体としての主要な点が確定していること。)

3 募集期間

令和8年5月19日(火曜日)から令和8年6月19日(金曜日)17時まで

4 応募方法等

応募方法等その他詳細については、ホームページをご確認ください。

URL:<https://www.kanagawa-kankou.or.jp/features/area-koubo>

二次元コード:



(注記)募集締切後、応募書類の審査を行った上で、事務局より採択または不採択の結果を通知します。

5 応募に関する問合せ

応募方法等については、事務局にお問い合わせください。

かながわ観光連携エリア推進事業費補助金公募事務局

<受付時間>: 平日10時00分から17時00分まで

<電話番号>: 045-681-0007

<メールアドレス>: kanagawa-tourism-area@kanagawa-kankou.or.jp

問合せ先

神奈川県文化スポーツ観光局観光課

課長 笹野 電話 045-210-5760

国内プロモーショングループ 内田 電話 045-210-5767